

**申請期間を3月15日(月)まで延長します！**

## 新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金(拡充)について

八代市では、新型コロナウイルス感染症予防対策支援制度を拡充し、「新しい生活様式」に向け感染予防対策を行った事業者を支援します。

1 対象施設	日本標準産業分類の大分類での鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)の業種で事業に供する施設等。※ただし、次の施設は対象施設等外とする。 ・暴力団又は暴力団員等に該当する者が営む施設。 ・特定の風俗営業事業者が営む施設 ・国・県・市等の公共施設
2 補助金額	施設等1件につき、対策した費用の4分3相当額の補助を行います。 ただし、 <b>最大10万円</b> を上限とします。 例・対策費用100,000円の場合 $100,000 \text{円} \times 3/4 = 75,000 \text{円}$ (補助金の額) ・対策費用133,334円の場合 $133,334 \text{円} \times 3/4 = 100,000 \text{円}$ (補助金の額) (対策費用が133,334円以上の場合は、一律100,000円の補助金額)
3 対象経費 (対象経費に消費税は含まれません。)	① サーキュレーター、空気清浄機、加湿器、つい立、パーテーション、ビニールカーテンなどの購入・設置、非接触型検温器、フェイスシールド、マスク、手指消毒液の購入など <b>補助対象開始日: 令和2年10月1日以降に対策をされた分が対象です。</b> ② 換気機能等付きエアコンの設置、換気扇及び窓の改修工事費など 申請の際は、設置前後の写真と換気機能等がついていることがわかる資料の提出が必要です。 <b>補助対象開始日: 令和2年1月1日以降に対策をされた分が対象です。</b>
4 申請書類	<input type="checkbox"/> 支給申請書 兼 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書とレシートのコピー(台紙にお貼りください) <input type="checkbox"/> 事業の許認可書・開設届出書等のコピー(※ない場合は、店舗の分かる写真) <input type="checkbox"/> 予防対策を行った写真(台紙にお貼りください)(※事業を行っている場所内での写真) <input type="checkbox"/> 支援金振込先の通帳の表紙の裏面の書類が揃っていることを確認後、申請ください。
5 申請期間	令和2年10月17日～ <b>令和3年3月15日(月)</b> (当日消印有効) ※特定記録郵便でのご提出をお願いいたします。

支援対象となる業種	
大分類	[中分類番号]中分類業種名
鉱業, 採石業, 砂利採取業	[05] 鉱業, 採石業, 砂利採取業
建設業	[06] 総合工事業、[07] 職別工事業（設備工事業を除く）、[08] 設備工事業
製造業	[09] 食料品製造業、[10] 飲料・たばこ・飼料製造業、[11] 繊維工業、[12] 木材・木製品製造業（家具を除く）、[13] 家具・装備品製造業、[14] パルプ・紙・紙加工品製造業、[15] 印刷・同関連業、[16] 化学工業、[17] 石油製品・石炭製品製造業、[18] プラスチック製品製造業（別掲を除く）、[19] ゴム製品製造業、[20] なめし革・同製品・毛皮製造業、[21] 窯業・土石製品製造業、[22] 鉄鋼業、[23] 非鉄金属製造業、[24] 金属製品製造業、[25] はん用機械器具製造業、[26] 生産用機械器具製造業、[27] 業務用機械器具製造業、[28] 電子部品・デバイス・電子回路製造業、[29] 電気機械器具製造業、[30] 情報通信機械器具製造業、[31] 輸送用機械器具製造業、[32] その他の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	[33] 電気業、[34] ガス業、[35] 熱供給業、[36] 水道業
情報通信業	[37] 通信業、[38] 放送業、[39] 情報サービス業、[40] インターネット附随サービス業、[41] 映像・音声・文字情報制作業
運輸業, 郵便業	[42] 鉄道業、[43] 道路旅客運送業、[44] 道路貨物運送業、[45] 水運業、[46] 航空運輸業、[47] 倉庫業、[48] 運輸に附帯するサービス業、[49] 郵便業（信書便事業を含む）
卸売業, 小売業	[50] 各種商品卸売業、[51] 繊維・衣服等卸売業、[52] 飲食料品卸売業、[53] 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、[54] 機械器具卸売業、[55] その他の卸売業、[56] 各種商品小売業、[57] 織物・衣服・身の回り品小売業、[58] 飲食料品小売業、[59] 機械器具小売業、[60] その他の小売業、[61] 無店舗小売業
金融業, 保険業	[62] 銀行業、[63] 協同組合金融業、[64] 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、[65] 金融商品取引業、商品先物取引業、[66] 補助的金融業等、[67] 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
不動産業, 物品賃貸業	[68] 不動産取引業、[69] 不動産賃貸業・管理業、[70] 物品賃貸業
学術研究, 専門・技術サービス業	[71] 学術・開発研究機関、[72] 専門サービス業（他に分類されないもの）、[73] 広告業、[74] 技術サービス業（他に分類されないもの）
宿泊業, 飲食サービス業	[75] 宿泊業、[76] 飲食店、[77] 持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業, 娯楽業	[78] 洗濯・理容・美容・浴場業、[79] その他の生活関連サービス業、[80] 娯楽業
教育, 学習支援業	[81] 学校教育、[82] その他の教育、学習支援業
医療, 福祉	[83] 医療業、[84] 保健衛生、[85] 社会保険・社会福祉・介護事業
複合サービス事業	[86] 郵便局、[87] 協同組合（他に分類されないもの）
サービス業（他に分類されないもの）	[88] 廃棄物処理業、[89] 自動車整備業、[90] 機械等修理業（別掲を除く）、[91] 職業紹介・労働者派遣業、[92] その他の事業サービス業、[93] 政治・経済・文化団体、[94] 宗教、[95] その他のサービス業

※上記の業種に供する施設等（国・県・市等の公共施設は除きます。）

※業種がご不明の場合は、商工・港湾振興課までお問い合わせください。